



幼児教育・保育の無償化のための 「みなし認定」について



令和元年10月から実施されている幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園[※]や一時預かり事業、認可外保育施設等[※]を無償化の対象として利用する場合は、新しく創設される「施設等利用給付認定」を受けなければなりません。

しかし、現時点で「教育・保育給付認定（旧支給認定）」を受けていて、保育所等の入所が待機となっている場合は、すでに「施設等利用給付認定」を受けているものとみなされます。（いわゆる「みなし認定」となります。）

このことから、「みなし認定」を受けた場合は、「施設等利用給付認定」の申請等手続きは不要となります。

※「子ども・子育て新制度未移行幼稚園」かどうかは、直接施設にお問い合わせください。

「みなし認定」の対象となる方

- ・クラス年齢が3～5歳（年少～年長）のお子さんを持つ保護者の方
- ・市町村民税が非課税である世帯で、クラス年齢が0～2歳のお子さんを持つ保護者の方

「就労」「疾病」「介護・看護」など、「求職活動中」以外の事由で教育・保育給付認定（旧支給認定）を受けて、保育所等の入所が待機となっている方



「子育てのための施設等利用給付みなし認定通知書」があれば、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園や一時預かり事業、認可外保育施設等の利用者負担額（保育料等）が無償化の対象となります。

「求職活動中」で教育・保育給付認定（旧支給認定）を受けて、保育所等の入所が待機となっている方



「みなし認定」をしてしまうと90日間で認定期間が終了するため、必要に応じて認定します。「みなし認定」を希望する際は申し出てください。（「求職活動」による認定期間の延長はできませんのでご注意ください。）

★以下の条件に当てはまる方は、「みなし認定」の対象になる場合があるのでご確認ください

◎市町村民税課税世帯の児童の保護者【0～2歳児保護者】

→ 現時点の課税状況で判断すると、非課税世帯ではないため、無償化の対象外となります。しかし、市町村の条例で認められた税免除者、生活保護対象者、里親である場合には対象となる場合がありますので、お心当たりの方はご相談ください。

◆利用者負担額（保育料等）の無償化には上限額があります。詳しくは裏面をご確認ください。

○保育所等の入所を取りやめて、幼稚園に入るときには利用調整の取り下げが必要です。子ども福祉課に申し出てください。

担当：岩沼市役所子ども福祉課保育支援係
電話：0223-23-0826

◆「施設等利用給付認定」を受けているものと「みなし認定」された場合の利用者負担額（保育料等）上限額

現時点の認定	みなし認定	月額上限額	
		認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業等利用時	子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園利用時（月額上限あり）
2号認定（3歳児クラス）	2号認定	37,000 円	保育料 25,700 円+預かり保育事業等 11,300 円 ★預かり保育事業は月額上限（450 円）もあります。
2号認定（2歳児クラス）	3号認定	42,000 円	保育料 25,700 円+預かり保育事業等 11,700 円 ★預かり保育事業は月額上限（450 円）もあります。
3号認定	3号認定	42,000 円	—

無償化が適用された場合、上限額の範囲内で「保護者の方に利用者負担額（保育料等）を一度支払っていただき、その後精算する場合」と「保護者の方の負担がなくなる（又は軽くなる）場合」があります。どの事業についてどのように取り扱うかについては、リーフレット「子育てのための施設等利用給付の給付方法について」をご覧ください。